

【 東 4 丁目通関連 】

都市計画道路（7・4・43 東 4 丁目通ほか 3 路線）

地区計画（ビール工場跡地地区、都心創成川東部地区）



1 都市計画変更の概要

◆ 都市計画道路

【 7・4・43 東 4 丁目通 】

○ 新規決定

- 区間：札幌市中央区大通東 4 丁目 ～ 札幌市東区北 5 条東 4 丁目
- 延長：約 830m
- 幅員：20m（幅員構成は図 1 のとおり）

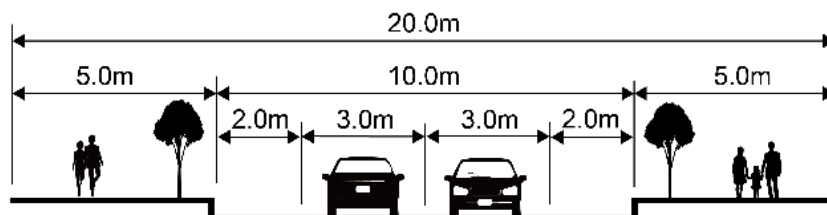


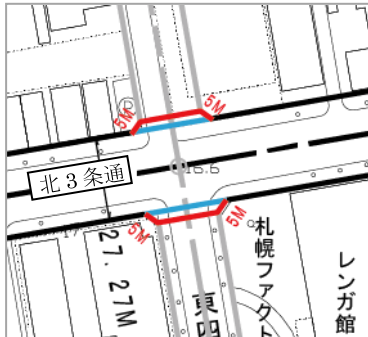
図 1 幅員構成

【 3・3・3北3条通、3・3・23北1条・雁来通（国道12号）、3・4・30北2条通 】

○ 一部区域の変更

（東4丁目通との交差部の区域を変更）

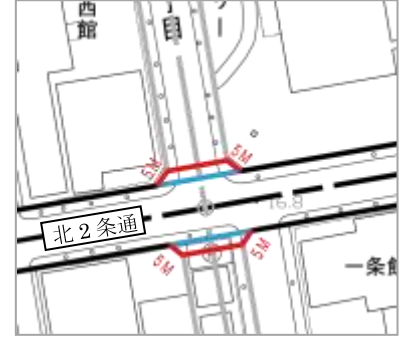
▽北3条通変更区域



▽北1条・雁来通変更区域



▽北2条通変更区域



※変更前：水色線 変更後：赤線

◆ 地区計画

【 ビール工場跡地地区、都心創成川東部地区 】

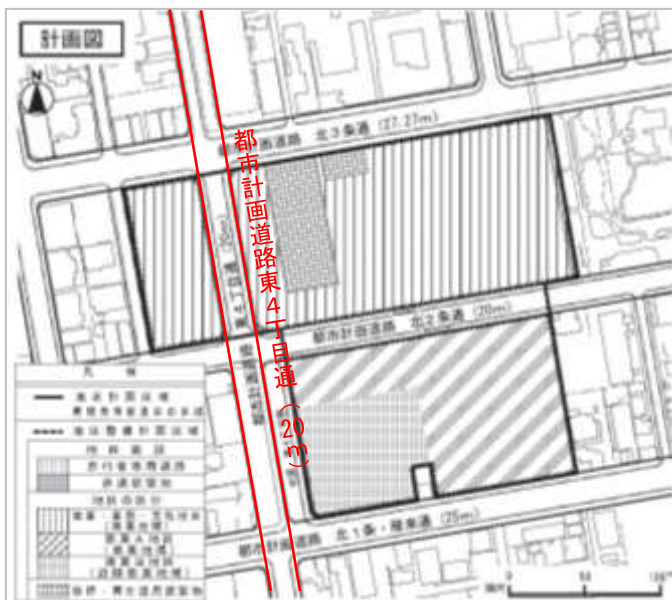
○ 計画書、計画図、方針付図の変更

・市道東4丁目線を都市計画道路東4丁目通に変更し、東4丁目通の計画線を追加

○ 地区計画区域及び地区整備計画区域の変更（都心創成川東部地区のみ）

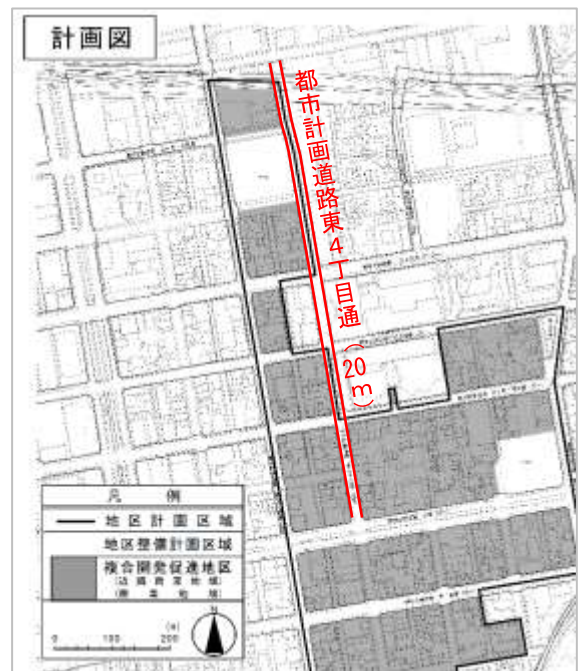
・東4丁目通の道路中心線及び道路境界線にあわせて、地区計画区域及び地区整備計画区域を一部変更

▽ビール工場跡地地区地区計画



※変更箇所：赤部

▽都心創成川東部地区



2 都市計画変更の経緯と理由

◆ 都市計画道路（東4丁目通）

- 市道東4丁目線は、第2次都心まちづくり計画（平成28年5月策定）において、創成東地区のまちづくりの骨格構造を支える展開軸（いとなみの軸）として位置付けられているが、交差点部で道路中心線が大きくずれたクランク区間（国道12号～北2条通）や歩道狭幅員区間（北3条通～北5条線）を有するなどの課題がある。
- また、地域の住民や事業者等との勉強会においても、当地区のまちづくりを進めていく上で、これらの課題解消や更なる歩行環境の向上が求められている。
- 以上より、クランク区間の解消や歩道の拡幅により、創成東地区まちづくりの基軸にふさわしい空間形成、及び、安全・安心で快適な歩行空間を実現するため、東4丁目通を新規に都市計画決定する。

《東4丁目通の新規決定に伴う都市計画の変更》

◆ 都市計画道路（北3条通、北1条・雁来通（国道12号）、北2条通）

東4丁目通の新規都市計画決定に伴い、交差点における一部区域（隅切り）の変更を行う。

◆ 地区計画（ビール工場跡地地区、都心創成川東部地区）

東4丁目通の新規都市計画決定に伴い、計画書、計画図、方針付図等の変更を行う。